

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2014-192597

(P2014-192597A)

(43) 公開日 平成26年10月6日(2014.10.6)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
HO4L 12/66 (2006.01)	HO4L 12/66 B	5K030
HO4L 12/46 (2006.01)	HO4L 12/46 E	5K033

審査請求 有 請求項の数 10 O L (全 16 頁)

(21) 出願番号 特願2013-64565 (P2013-64565)
 (22) 出願日 平成25年3月26日 (2013. 3. 26)

(71) 出願人 300036578
 株式会社デジオン
 福岡県福岡市早良区百道浜2丁目3番8号
 (74) 代理人 100116573
 弁理士 羽立 幸司
 (74) 代理人 100136180
 弁理士 羽立 章二
 (72) 発明者 脇 浩一
 福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号
 株式会社デジオン内
 (72) 発明者 久留 吉伸
 福岡県福岡市早良区百道浜二丁目3番8号
 株式会社デジオン内
 Fターム(参考) 5K030 GA15 HD03 KA06 LC16 LD17
 5K033 AA08 CB01 CB08 DA06 DB18
 EC03

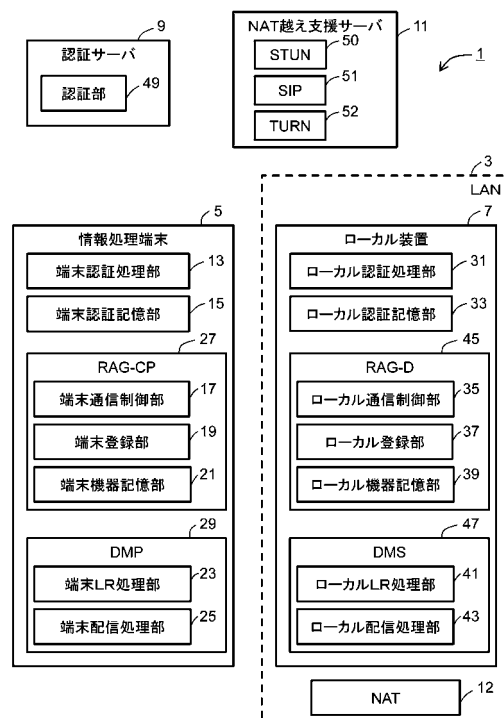
(54) 【発明の名称】 通信制御方法、ローカル装置、情報処理端末、通信経路確立支援装置及びプログラム

(57) 【要約】

【課題】 管理者に高度な知識や経験を要求することなく、セキュリティを確保して、LAN外の情報処理端末が、LAN内のローカル装置に接続することを可能とすることに適した通信制御方法等を提案する。

【解決手段】 情報処理端末5は、LAN3外のローカル装置7に対して、接続要求をする。このとき、ローカル装置7は、情報処理端末5が、LAN3外の認証サーバ9により認証されており、かつ、ローカル装置7の管理者が、情報処理端末5が接続可能な機器として登録している(ローカルレジストレーション)場合に、情報処理端末5との間で接続経路を構築する。LAN3外の認証サーバ9により認証されているため、専門家による信頼性が保護される。さらに、ローカル装置7の管理者が、ローカルレジストレーションをすることにより、直観的に接続可否を管理でき、この点でも、さらに信頼性を確保することができる。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

情報処理端末と、ローカルエリアネットワークに接続されたローカル装置との間の通信経路を確立するか否かを制御する通信制御方法であって、

前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバが備える認証手段が、一つ又は複数の情報処理端末を認証する認証ステップと、

前記ローカル装置が備えるローカル登録手段が、前記ローカル装置が備えるローカル機器記憶手段に、前記認証サーバによって認証された一つ又は複数の情報処理端末を登録するローカルレジストレーションステップと、

前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する情報処理端末が備える端末通信制御手段が、前記ローカル装置に対して通信経路確立要求をした場合に、前記ローカル装置が備えるローカル通信制御手段が、

前記ローカル機器記憶手段に当該情報処理端末が登録されているときに、当該情報処理端末と前記ローカル装置との間の通信経路を確立することを許可し、

前記ローカル機器記憶手段に当該情報処理端末が登録されていないときに、当該情報処理端末と前記ローカル装置との間の通信経路を確立することを拒否する通信経路確立制御ステップを含むことを特徴とする通信制御方法。

10

【請求項 2】

前記ローカルレジストレーションステップにおいて、

前記情報処理端末は、前記ローカルエリアネットワークに接続するものであり、

前記ローカル装置が備えるローカル登録手段は、前記ローカルエリアネットワークに接続する前記情報処理端末から当該情報処理端末の識別情報を得て、前記ローカル機器記憶手段に登録する、請求項 1 記載の通信制御方法。

20

【請求項 3】

前記認証ステップにおいて、前記認証手段は、前記情報処理端末のそれぞれに対して、デバイス識別情報を付与し、

前記ローカルレジストレーションステップにおいて、前記ローカル登録手段は、前記情報処理端末から、当該情報処理端末の識別情報として、前記認証手段から付与されたデバイス識別情報を登録する、請求項 2 記載の通信制御方法。

【請求項 4】

前記通信経路確立制御ステップにおいて、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する支援手段は、前記情報処理端末が前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する状態で前記通信経路確立要求をした場合に、前記情報処理端末が前記認証サーバにより認証されているときに、前記情報処理端末と前記ローカル装置との間で通信経路を確立するための NAT 越えを支援する、請求項 1 から 3 のいずれかに記載の通信制御方法。

30

【請求項 5】

前記認証ステップにおいて、前記認証手段は、前記ローカル装置に対して、当該ローカル装置を識別するためのデバイス識別情報を付与して認証し、

前記ローカルレジストレーションステップにおいて、前記情報処理端末が備える端末登録手段は、前記ローカル装置のデバイス識別情報を登録し、

前記通信経路確立制御ステップにおいて、

前記情報処理端末は、前記支援手段に対して、前記ローカル装置のデバイス識別情報を通知し、

前記支援手段は、前記ローカル装置のデバイス識別情報を用いて前記ローカル装置へアクセスするための情報を得て、端末通信制御手段に対して、前記ローカル装置を接続先として伝え、前記情報処理端末と前記ローカル装置との間で通信経路を確立するための NAT 越えを支援する、請求項 4 記載の通信制御方法。

40

【請求項 6】

ローカルエリアネットワークに接続するローカル装置であって、

50

前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバが認証した一つ又は複数の情報処理端末を記憶するローカル機器記憶手段と、

通信経路確立要求をした情報処理端末との間で通信経路を確立するか否かを制御するローカル通信制御手段を備え、

前記ローカル通信制御手段は、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する情報処理端末が備える端末通信制御手段が、当該ローカル装置に対して通信経路確立要求をした場合に、前記ローカル機器記憶手段に当該情報処理端末が登録されていないときに、当該情報処理端末との間で通信経路を確立することを拒否することを特徴とするローカル装置。

【請求項 7】

10

ローカルエリアネットワークに接続するローカル装置に対して通信経路確立要求をする情報処理端末であって、

前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバに対して、当該情報処理端末の認証要求をする端末認証処理手段と、

前記ローカル装置が備えるローカル登録手段に対して、当該情報処理端末の登録要求をする端末LR処理手段と、

前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する状態で、前記ローカル装置に対して通信経路確立要求をする端末通信制御手段を備える情報処理端末。

【請求項 8】

20

情報処理端末が、ローカルエリアネットワークに接続するローカル装置との間で通信経路を確立することを支援する通信経路確立支援装置であって、

前記情報処理端末が前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する状態で前記ローカル装置に対して接続要求をした場合に、前記情報処理端末が、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバによって認証されているときに、前記情報処理端末が前記ローカル装置との間で通信経路を確立するためのNAT越えを支援する支援手段を備える通信経路確立支援装置。

【請求項 9】

ローカルエリアネットワークに接続するコンピュータを、

ローカル機器記憶手段に対して、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバが認証した一つ又は複数の情報処理端末を、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する状態で当該コンピュータとの間で通信経路を確立することが可能な情報処理端末として記憶させるローカル登録手段として機能させるためのプログラム。

30

【請求項 10】

コンピュータを、

ローカル装置が接続するローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバに対して、当該コンピュータの認証要求をする端末認証処理手段と、

前記ローカル装置が備えるローカル登録手段に対して、当該コンピュータの登録要求をする端末LR処理手段と、

前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する状態で、前記ローカル装置に対して通信経路確立要求をする端末通信制御手段として機能させるためのプログラム。

40

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、通信制御方法、ローカル装置、情報処理端末、通信経路確立支援装置及びプログラムに関し、特に、ローカルエリアネットワークに接続されたローカル装置と、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する情報処理端末との間の通信経路を確立する通信制御方法等に関する。

【背景技術】

50

【 0 0 0 2 】

特許文献 1 には、送信側端末から受信側端末にデータを転送する際に、送信者及び受信者は、通信支援装置へユーザ登録を行っておき、データは、中継サーバを経由して、送信側端末から受信側端末へと転送されるものが記載されている。

【 0 0 0 3 】

特許文献 2 には、ユーザ端末が、動画利用管理サーバに対してユーザ認証を行い、動画利用管理サーバが動画提供サーバにユーザ登録させておき、ユーザ端末は、動画提供サーバからサービスの提供を受けるものが記載されている。

【 0 0 0 4 】

特許文献 3 には、アクセス端末とユーザ宅内装置との間の通信路を、プロキシサーバが中継して確立するものが記載されている。アクセス端末とプロキシサーバ間の通信は、認証機関からのプロキシ証明書により客観的に証明される。プロキシサーバとユーザ宅内装置との間の通信は、ユーザ宅内装置の自己署名によるユーザ証明書により証明する。

10

【 0 0 0 5 】

特許文献 4 には、端末の個別 ID をサーバに登録しておき、その登録の有無によって、サーバへのアクセスを管理するものが記載されている。

【 先行技術文献 】

【 特許文献 】

【 0 0 0 6 】

【 特許文献 1 】 特開 2 0 0 5 - 8 0 2 4 9 号公報

20

【 特許文献 2 】 特開 2 0 1 2 - 1 0 8 7 3 9 号公報

【 特許文献 3 】 特開 2 0 0 7 - 3 3 4 7 5 3 号公報

【 特許文献 4 】 特開 2 0 0 3 - 3 4 5 7 5 4 号公報

【 発明の概要 】

【 発明が解決しようとする課題 】

【 0 0 0 7 】

情報処理端末からサーバへのアクセスを認めるか否かは、特に、ローカルエリアネットワーク（以下、「LAN」ともいう。）におけるサーバ（以下、「ローカルサーバ」という。例えばホームサーバのように、家庭内で構築されたネットワークで用いられ、映像等のコンテンツを情報処理端末に配信するサーバなどである。）において重要である。ローカルサーバは、LANとは異なるネットワークにおける端末（例えば、グローバルネットワークに接続して当該LANとの間で通信経路を確立することが可能な端末や、他のLANに接続し、グローバルエリアネットワークを経由して当該LANとの間で通信経路を確立することが可能な端末など）との間で通信経路を確立してしまうと、当該ローカルサーバそのもののセキュリティが問題となるだけでなく、当該ローカルサーバを経由して当該LANにおける情報処理装置に対してアクセスすることが可能となりうる。そのため、ローカルサーバがLAN外の情報処理端末からのアクセスを認めることは、LANにおける情報処理装置全体にとって、セキュリティ上の問題が生じることとなる。

30

【 0 0 0 8 】

例えばホームサーバ等では、家庭内などにおける使用が想定されている。サーバ管理者は、素人が想定されており、高度な技能や知識を期待することはできない。そのため、ローカルサーバを管理するためには、ローカルサーバや情報処理端末についての高度な技能や知識が必要なく、かつ、サーバ管理者や情報処理端末の利用者からの指示は簡易にとどめることが望ましい。

40

【 0 0 0 9 】

特許文献 1 記載の技術では、通信支援装置によってセキュリティが確保されており、かつ、データのアクセスは、中継サーバを経由するため、LAN全体のセキュリティも確保されている。しかしながら、送信側端末及び受信側端末が、ユーザ登録をする必要がある。このようなユーザ登録は、一般に、パスワード等を利用する。ユーザは、パスワード等を無くしたり忘れていたりすることが多い。そのため、日々の使用において、サーバ管理者及

50

び情報処理端末の利用者に対する負担が大きい。また、中継サーバを経由してデータの送受信が行われるため、中継サーバの負荷が高くなる。さらに、送信側端末は、中継サーバに同じデータが存在する状態にし、かつ、その状態を維持する必要がある。

【0010】

特許文献2記載の技術は、動画利用管理サーバが、動画提供サーバに代わってユーザの認証を行う点では、家庭内等の動画提供サーバの管理者に高度な知識・技能を求めるものではない。しかしながら、特許文献2記載の技術も、特許文献1記載の技術と同様に、人に着目したものであり、日々の運用において、情報処理端末の利用者等に対する負担が大きい。さらに、動画提供サーバにおいて、情報処理端末による個々のアクセスの管理ができない。そのため、サーバ管理者による管理の自由度が低くなる。

10

【0011】

特許文献3記載の技術は、ハードウェアに着目しており、日々の運用におけるサーバ管理者や情報処理端末の利用者の負担は軽減されている。しかしながら、LAN内のセキュリティは、ユーザ宅内装置の自己署名によって確保されている。そのため、サーバ管理者に対して、高度な知識・技能を要求するものとなる。

【0012】

特許文献4記載の技術も、特許文献3記載の技術と同様に、ハードウェアに着目するものである。しかしながら、ローカルサーバに登録すれば端末のアクセスが認められてしまうため、ローカルサーバの安全性を確保するためには、サーバ管理者が、ローカルサーバ及び端末に関して一定の知識を有することを前提とする。そのため、サーバ管理者に対して、高度な知識・技能を期待するものとなる。

20

【0013】

そこで、本願発明は、例えばローカルサーバなどのLAN内のローカル装置について、管理者に高度な知識や技能を必要とせずセキュリティを確保して、このLANとは異なるネットワークに接続する情報処理端末が、LAN内のローカル装置に接続することを可能とすることに適した通信制御方法等を提案することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0014】

本願発明の第1の観点は、情報処理端末と、ローカルエリアネットワークに接続されたローカル装置との間の通信経路を確立するか否かを制御する通信制御方法であって、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバが備える認証手段が、一つ又は複数の情報処理端末を認証する認証ステップと、前記ローカル装置が備えるローカル登録手段が、前記ローカル装置が備えるローカル機器記憶手段に、前記認証サーバによって認証された一つ又は複数の情報処理端末を登録するローカルレジストレーションステップと、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する情報処理端末が備える端末通信制御手段が、前記ローカル装置に対して通信経路確立要求をした場合に、前記ローカル装置が備えるローカル通信制御手段が、前記ローカル機器記憶手段に当該情報処理端末が登録されているときに、当該情報処理端末と前記ローカル装置との間の通信経路を確立することを許可し、前記ローカル機器記憶手段に当該情報処理端末が登録されていないときに、当該情報処理端末と前記ローカル装置との間の通信経路を確立することを拒否する通信経路確立制御ステップを含むことを特徴とするものである。

30

40

【0015】

本願発明の第2の観点は、第1の観点の通信制御方法であって、前記ローカルレジストレーションステップにおいて、前記情報処理端末は、前記ローカルエリアネットワークに接続するものであり、前記ローカル装置が備えるローカル登録手段は、前記ローカルエリアネットワークに接続する前記情報処理端末から当該情報処理端末の識別情報を得て、前記ローカル機器記憶手段に登録するものである。

【0016】

本願発明の第3の観点は、第2の観点の通信制御方法であって、前記認証ステップにお

50

いて、前記認証手段は、前記情報処理端末のそれぞれに対して、デバイス識別情報を付与し、前記ローカルレジストレーションステップにおいて、前記ローカル登録手段は、前記情報処理端末から、当該情報処理端末の識別情報として、前記認証手段から付与されたデバイス識別情報を登録するものである。

【0017】

本願発明の第4の観点は、第1から第3のいずれかの観点の通信制御方法であって、前記通信経路確立制御ステップにおいて、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する支援手段は、前記情報処理端末が前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する状態で前記通信経路確立要求をした場合に、前記情報処理端末が前記認証サーバにより認証されているときに、前記情報処理端末と前記ローカル装置との間で通信経路を確立するためのNAT越えを支援するものである。

10

【0018】

本願発明の第5の観点は、第4の観点の通信制御方法であって、前記認証ステップにおいて、前記認証手段は、前記ローカル装置に対して、当該ローカル装置を識別するためのデバイス識別情報を付与して認証し、前記ローカルレジストレーションステップにおいて、前記情報処理端末が備える端末登録手段は、前記ローカル装置のデバイス識別情報を登録し、前記通信経路確立制御ステップにおいて、前記情報処理端末は、前記支援手段に対して、前記ローカル装置のデバイス識別情報を通知し、前記支援手段は、前記ローカル装置のデバイス識別情報を用いて前記ローカル装置へアクセスするための情報を得て、端末通信制御手段に対して、前記ローカル装置を接続先として伝え、前記情報処理端末と前記ローカル装置との間で通信経路を確立するためのNAT越えを支援するものである。

20

【0019】

本願発明の第6の観点は、ローカルエリアネットワークに接続するローカル装置であって、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバが認証した一つ又は複数の情報処理端末を記憶するローカル機器記憶手段と、通信経路確立要求をした情報処理端末との間で通信経路を確立するか否かを制御するローカル通信制御手段を備え、前記ローカル通信制御手段は、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する情報処理端末が備える端末通信制御手段が、当該ローカル装置に対して通信経路確立要求をした場合に、前記ローカル機器記憶手段に当該情報処理端末が登録されていないときに、当該情報処理端末との間で通信経路を確立することを拒否することを特徴とするものである。

30

【0020】

本願発明の第7の観点は、ローカルエリアネットワークに接続するローカル装置に対して通信経路確立要求をする情報処理端末であって、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバに対して、当該情報処理端末の認証要求をする端末認証処理手段と、前記ローカル装置が備えるローカル登録手段に対して、当該情報処理端末の登録要求をする端末ローカルレジストレーション(LR)処理手段と、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する状態で、前記ローカル装置に対して通信経路確立要求をする端末通信制御手段を備えるものである。

【0021】

本願発明の第8の観点は、情報処理端末が、ローカルエリアネットワークに接続するローカル装置との間で通信経路を確立することを支援する通信経路確立支援装置であって、前記情報処理端末が前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する状態で前記ローカル装置に対して接続要求をした場合に、前記情報処理端末が、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバによって認証されているときに、前記情報処理端末が前記ローカル装置との間で通信経路を確立するためのNAT越えを支援する支援手段を備えるものである。

40

【0022】

本願発明の第9の観点は、ローカルエリアネットワークに接続するコンピュータを、ローカル機器記憶手段に対して、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワーク

50

に接続する認証サーバが認証した一つ又は複数の情報処理端末を、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する状態で当該コンピュータとの間で通信経路を確立することが可能な情報処理端末として記憶させるローカル登録手段として機能させるためのプログラムである。

【0023】

本願発明の第10の観点は、コンピュータを、ローカル装置が接続するローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する認証サーバに対して、当該コンピュータの認証要求をする端末認証処理手段と、前記ローカル装置が備えるローカル登録手段に対して、当該コンピュータの登録要求をする端末LR処理手段と、前記ローカルエリアネットワークとは異なるネットワークに接続する状態で、前記ローカル装置に対して通信経路確立要求をする端末通信制御手段として機能させるためのプログラムである。

10

【0024】

なお、本願発明を、コンピュータを、第8の観点到記載の通信経路確立支援装置として機能させるためのプログラムとして捉えてもよい。また、本願発明を、第9又は第10の観点到記載のプログラムを定常的に記録するコンピュータ読み取り可能な記録媒体として捉えてもよい。

【発明の効果】

【0025】

本願発明の各観点によれば、ローカル装置と情報処理端末との間の通信経路を、機器に対する認証サーバによる認証を前提として確立する。よって、人に着目せずに機器に着目することから、人に対する負担は軽減される。さらに、機器の安全性は、認証サーバにより、専門家によって管理することが可能である。ローカル装置の管理者は、格別の知識や技能を必要としない。さらに、ローカルレジストレーションとして、ローカル装置の管理者は、情報処理端末ごとに、LAN外からの通信を許可するものを登録する。管理者は、情報処理端末という機器に着目した直観的な操作によって、個々の情報処理端末に対するLAN外からのアクセスの可否を制御することが可能になる。このように、使用者の負担を軽減しつつ、専門家が機器を管理する信頼性だけでなく、使用者が直感的に接続の可否を判断することによる信頼性をも確保して、LAN外からのアクセスを管理することが可能になる。

20

【0026】

さらに、本願発明の第2の観点によれば、ローカルレジストレーションは、LANに情報処理端末が接続した状態で行う。ローカル装置は、情報処理端末が同じLAN内にあれば、情報処理端末のアドレスを知ることができ、アクセスすることができる。さらに、情報処理端末が、認証サーバによる認証だけでなく、ローカル装置と同じLAN内に接続する必要があり、安全性を確保することが可能になる。

30

【0027】

さらに、本願発明の第3の観点によれば、認証サーバによる認証において各情報処理端末に与えられた識別情報を用いることにより、認証サーバによる認証が確実に行われたもののみを登録することが可能となる。

【0028】

さらに、本願発明の第4及び第8の観点によれば、通信経路確立支援手段等は、情報処理端末が、認証サーバによって認証されていることを前提に、LAN外からNAT越えを支援する。一般に、NAT越えを実現するためには、LAN外のサーバによることが必要である。認証の有無によりNAT越えを支援するか否かを制御することができ、安全性をさらに確保することが可能になる。

40

【0029】

さらに、本願発明の第5の観点によれば、ローカル装置も認証サーバによって認証されており、安全性が高まる。さらに、情報処理端末は、認証サーバがローカル装置に対して与えたデバイス識別情報を用いてローカル装置へ接続し、さらに、情報処理端末もローカル装置も共に認証されていることを前提とするため、仮にローカル装置に接続するための

50

情報（エンドポイント）が漏洩した場合でも、LAN内への侵入が困難になる。さらに、サーバ側とクライアント側のアプリケーションソフトを、同様のシステムとして実現することが可能になる。

【図面の簡単な説明】

【0030】

【図1】本願発明に係るコンテンツ配信システム1の構成について、ローカルレジストレーションが行われる状態の一例を示すブロック図である。

【図2】本願発明に係るコンテンツ配信システム1の構成について、コンテンツを配信する状態の一例を示すブロック図である。

【図3】図1及び図2のコンテンツ配信システム1において、全体的な処理を示すフロー図である。

【図4】図3のステップST2のローカルレジストレーションにおける処理の例を示すシーケンス図である。

【図5】図3のステップST4のローカルレジストレーションされたデバイスを削除する処理の一例を示す図である。

【図6】図3のステップST4のローカルレジストレーションされたデバイスを削除する処理の他の一例を示す図である。

【図7】図3のステップST6～9のコンテンツの配信サービスを実現するための処理の例を示すシーケンス図である。

【発明を実施するための形態】

【0031】

以下では、図面を参照して、本願発明の実施例について説明する。なお、本願発明は、この実施例に限定されるものではない。

【実施例】

【0032】

図1は、ローカルレジストレーションが行われる状態のコンテンツ配信システム1の構成の一例を示すブロック図である。図2は、コンテンツを配信する状態のコンテンツ配信システム1の構成の一例を示すブロック図である。

【0033】

図1及び図2のコンテンツ配信システム1は、情報処理端末5（本願請求項の「情報処理端末」の一例）と、ローカル装置7（本願請求項の「ローカル装置」の一例）と、認証サーバ9（本願請求項の「認証サーバ」の一例）と、NAT越え支援サーバ11（本願請求項の「通信経路確立支援装置」の一例）と、NAT12を備える。

【0034】

情報処理端末5は、端末認証処理部13（本願請求項の「端末認証処理手段」の一例）と、端末認証記憶部15と、端末通信制御部17（本願請求項の「端末通信制御手段」の一例）と、端末登録部19（本願請求項の「端末登録手段」の一例）と、端末機器記憶部21（本願請求項の「端末機器記憶手段」の一例）と、端末LR処理部23（本願請求項の「端末LR処理手段」の一例）と、端末配信処理部25を備える。端末通信制御部17、端末登録部19及び端末機器記憶部21を併せたものが、RAG-CP27である。端末LR処理部23及び端末配信処理部25を併せたものが、DMP29である。

【0035】

ローカル装置7は、ローカル認証処理部31と、ローカル認証記憶部33と、ローカル通信制御部35（本願請求項の「ローカル通信制御手段」の一例）と、ローカル登録部37（本願請求項の「ローカル登録手段」の一例）と、ローカル機器記憶部39（本願請求項の「ローカル機器記憶手段」の一例）と、ローカルLR処理部41と、ローカル配信処理部43を備える。ローカル通信制御部35、ローカル登録部37及びローカル機器記憶部39を併せたものが、RAG-D45である。ローカルLR処理部41及びローカル配信処理部43を併せたものが、DMS47である。

【0036】

10

20

30

40

50

認証サーバ 9 は、認証部 4 9 (本願請求項の「認証手段」の一例)を備える。NAT 越え支援サーバ 1 1 は、STUN 5 0、SIP 5 1 (STUN 5 0 及び SIP 5 1 を併せたものが、本願請求項の「支援手段」の一例)、TURN 5 2 を備える。STUN 5 0 は、デバイスが位置する NAT のタイプと接続可能なグローバル IP アドレス及びマッピングポートの検出を行うものである。SIP 5 1 は、RAG 間で P 2 P トンネルを構築するための ICE メッセージをリレーするものである。TURN 5 2 は、P 2 P 通信路が確立不可能な場合に、リレーするものである。

【0037】

図 1 では、情報処理端末 5 とローカル装置 7 は、共に、LAN 3 (本願請求項の「ローカルエリアネットワーク」の一例)の中に存在する。ここで、ある情報処理装置が LAN 3 の中に存在するとは、当該情報処理装置が、LAN 3 の中に存在する他の情報処理装置との間で通信をする際に、ネットワーク上の識別情報を変換する必要がないこと(すなわち、例えばインターネットプロトコルでは、NAT 1 2 が、IP アドレスのネットワークアドレス変換をする必要がないこと)を意味し、ある情報処理装置が LAN 3 の中に存在しないとは、当該情報処理装置が、LAN 3 の中に存在する他の情報処理装置との間で通信をする際に、ネットワーク上の識別情報を変換する必要があること(すなわち、例えばインターネットプロトコルでは、NAT 1 2 が、LAN 3 内の IP アドレスを、外部 IP アドレスに変換する必要があること)を意味するとする。情報処理装置が LAN 3 に接続するとは、LAN 3 の中に存在する場合を意味し、ある情報処理装置が LAN 3 以外の他のネットワークに接続するとは、この情報処理装置が LAN 3 に存在せず、グローバルネットワーク等の他のネットワークに接続して、LAN 3 の中の情報処理装置にアクセスできる状態を意味するとする。

10

20

【0038】

他方、図 2 では、ローカル装置 7 は、LAN 3 の中に存在し、情報処理端末 5 は、LAN 3 の中には存在しない。情報処理端末 5 及びローカル装置 7 は、NAT 越え支援サーバ 1 1 の支援により、NAT 越えの技術を用いてセキュアトンネルを構築する。ローカル装置 7 は、ローカルサーバとして、情報処理端末 5 に対してコンテンツを配信する。なお、情報処理端末 5 及びローカル装置 7 が共に LAN 3 内に存在する場合には、ローカル装置 7 及び情報処理端末 5 は、NAT 等を行うことなく互いに通信可能である。ローカル装置 7 は、情報処理端末 5 に対して、その状態を利用してコンテンツを配信すればよい。

30

【0039】

図 1 及び図 2 において、認証サーバ 9 は、LAN 3 の中に存在しない。認証サーバ 9 を LAN 3 の管理とは独立させることにより、認証サーバ 9 による認証の信頼性を確保するためである。

【0040】

端末認証処理部 1 3 及びローカル認証処理部 3 1 は、認証サーバ 9 による認証を行うためのものである。端末認証記憶部 1 5 及びローカル認証記憶部 3 3 は、認証サーバ 9 により発行されたデバイス証明書及びサービス証明書を記憶する。

【0041】

端末登録部 1 9 及び端末 LR 処理部 2 3 並びにローカル登録部 3 7 及びローカル LR 処理部 4 1 は、ローカルレジストレーションの処理を行うものである。ローカルレジストレーションの具体的な処理の一例に関しては、図 4 を参照して説明する。端末機器記憶部 2 1 は、ローカルレジストレーションされたローカル装置を記憶する。ローカル機器記憶部 3 9 は、ローカルレジストレーションされた情報処理端末を記憶する。端末機器記憶部 2 1 及びローカル機器記憶部 3 9 に記憶された機器を削除する処理の例については、図 5 及び図 6 を参照して説明する。

40

【0042】

端末通信制御部 1 7 及びローカル通信制御部 3 5 は、情報処理端末 5 とローカル装置 7 との間の通信を実現するためのものである。端末配信処理部 2 5 及びローカル配信処理部 4 3 は、ローカル装置 7 が、情報処理端末 5 に対して、コンテンツを配信する処理を実現

50

するためのものである。この処理の一例については、図7を参照して説明する。NAT越え支援サーバ11は、LAN3の外の情報処理端末5とLAN3の中のローカル装置7との間のNAT越えを支援するため、LAN3の中に存在しない。

【0043】

図1及び図2を参照して、本実施例によれば、情報処理端末5とローカル装置7は、同様の構成により実現することが可能である。そのため、認証処理部、認証記憶部、通信制御部、登録部、機器記憶部、LR処理部、及び、配信処理部を実現するための1つのプログラムを配信し、これが、情報処理端末5及び/又はローカル装置7の利用者の指示によって、情報処理端末5の各部及び/又はローカル装置7の各部を実現するものとしてもよい。なお、情報処理端末5とローカル装置7を実現するためのプログラムを別々のものとしてもよい。このプログラムは、アプリケーションソフトとして実現でき、管理者権限を必要としないものである。そのため、仮に、情報処理端末5が、スマートフォンやタブレット等であっても、容易に、アプリケーションプログラムを配布して実現することが可能である。

10

【0044】

続いて、図3を参照して、コンテンツ配信システム1の動作の概要を説明する。図3は、コンテンツ配信システム1における処理の概要を示すフロー図である。

【0045】

認証サーバ9は、情報処理端末5及びローカル装置7を認証する(図3のステップST1)。なお、ローカルレジストレーション(ステップST2)の前に、情報処理端末5及びローカル装置7の認証処理が行われていればよく、情報処理端末5及びローカル装置7の認証の順番は、問われない。

20

【0046】

図3のステップST1の処理の一例について、具体的に説明する。

【0047】

情報処理端末5の端末認証処理部13は、認証サーバ9の認証部49に対して、デバイス証明書の発行を要求する。認証部49は、情報処理端末5の認証処理を行い、デバイス証明書を発行する。このデバイス証明書には、情報処理端末5を、他に認証した情報処理装置とは区別するためのデバイス識別情報(例えば、シリアルナンバーなど。本願請求項の「情報処理端末のデバイス識別情報」の一例。)が含まれている。また、デバイス証明書と同時に、サービス証明書も発行される。端末認証処理部13は、発行されたデバイス証明書及びサービス証明書を端末認証記憶部15に記憶する。

30

【0048】

同様に、ローカル装置7のローカル認証処理部31は、認証サーバ9の認証部49に対して、デバイス証明書の発行を要求する。認証サーバ9の認証部49は、ローカル装置7の認証処理を行い、デバイス証明書を発行する。デバイス証明書には、ローカル装置7を、他に認証した情報処理装置(例えば情報処理端末5)とは区別するためのデバイス識別情報が含まれている。また、デバイス証明書と同時に、サービス証明書も発行される。ローカル認証処理部31は、発行されたデバイス証明書及びサービス証明書をローカル認証記憶部33に記憶する。

40

【0049】

また、認証部49は、ローカル認証処理部31との間で、LAN3の外からローカル装置7へNAT越えによりアクセスするためのNAT越え支援情報を得る。これは、セキュアトンネルの構築(ステップST6)の前までに行われれば足りる。そのため、例えば、認証時に一度収集し、ローカル装置7のローカルのIPアドレスが変更されたときに修正する等により、NAT越え支援情報を更新するようによい。

【0050】

続いて、ローカルレジストレーションの処理(図3のステップST2。本願請求項の「ローカルレジストレーションステップ」の一例。)が、図1にあるように、情報処理端末5及びローカル装置7が同じLAN3の中に存在する状態で行われる。

50

【 0 0 5 1 】

図 4 を参照して、ローカルレジストレーションの処理の例について、具体的に説明する。図 4 は、図 3 のステップ S T 2 のローカルレジストレーションにおける処理の例を示すシーケンス図である。

【 0 0 5 2 】

ローカルレジストレーションは、図 1 にあるように、情報処理端末 5 及びローカル装置 7 が同じ L A N 3 の中に存在する状態で行われる。情報処理端末 5 及びローカル装置 7 が同じ L A N 3 の中に存在する場合、端末通信制御部 1 7 及びローカル通信制御部 3 5 は、互いに、アドレスを検出することができる。そのため、情報処理端末 5 とローカル装置 7 との間で通信をすることが可能である。

10

【 0 0 5 3 】

情報処理端末 5 の端末 L R 処理部 2 3 は、情報処理端末 5 の使用者の指示によって、ローカル装置 7 のローカル L R 処理部 4 1 に対して、デバイス証明書を提示して、ローカルレジストレーションの要求をする（図 4 のステップ S T L R 1 ）。

【 0 0 5 4 】

ローカル L R 処理部 4 1 は、端末 L R 処理部 2 3 からローカルレジストレーションの要求があると、ローカル装置 7 の使用者が情報処理端末 5 のローカルレジストレーションを許可する場合、R A G - D 4 5 に対して、D M P 2 9 及び D M S 4 7 の登録を指示する（ステップ S T L R 2 ）。ローカル通信制御部 3 5 は、端末通信制御部 1 7 に対して、ローカル装置 7 のデバイス識別情報を通知し、D M S 4 7 のローカルレジストレーションを指示する（ステップ S T L R 3 ）。端末登録部 1 9 は、端末機器記憶部 2 1 にローカル装置 7 のデバイス識別情報を記憶することにより、D M S 4 7 を登録する。端末通信制御部 1 7 は、ローカル通信制御部 3 5 に対して、D M S 4 7 を登録したことを通知する（ステップ S T L R 4 ）。ローカル通信制御部 3 5 が通知を受信すると、ローカル登録部 3 7 は、ローカル機器記憶部 3 9 に情報処理端末 5 のデバイス識別情報を記憶することにより、D M P 2 9 を登録する。R A G - D 4 5 は、ローカル L R 処理部 4 1 に対して、D M P 2 9 及び D M S 4 7 が登録されたことを通知する（ステップ S T L R 5 ）。ローカル L R 処理部 4 1 は、端末 L R 処理部 2 3 に対して、ローカルレジストレーションが終了したことを通知する（ステップ S T L R 6 ）。

20

【 0 0 5 5 】

他方、図 2 にあるように、ローカル装置 7 が L A N 3 の中に存在し、情報処理端末 5 が L A N 3 の外に存在する場合、端末通信制御部 1 7 及びローカル通信制御部 3 5 は、互いに、アドレスを検出することができない。そのため、本実施例では、図 1 のような場合のみローカルレジストレーションができる状態にし、図 2 のような場合には、ローカルレジストレーションはできない状態とされている。

30

【 0 0 5 6 】

続いて、ローカルレジストレーションされた機器を削除するか否かが判断される（図 3 のステップ S T 3 ）。削除する場合、削除処理が行われる（図 3 のステップ S T 4 ）。

【 0 0 5 7 】

図 5 及び図 6 を参照して、削除処理の例を説明する。

40

【 0 0 5 8 】

図 5 は、L A N 3 内にあるローカルレジストレーションした情報処理端末から削除要求がなされた場合の処理である。これは、図 4 とほぼ同様の処理となる。すなわち、端末 L R 処理部 2 3 は、ローカル L R 処理部 4 1 に対して、削除要求をする（ステップ S T D 1 ）。ローカル L R 処理部 4 1 は、削除要求を受けると、R A G - D 4 5 に対して、D M P 2 9 及び D M S 4 7 の登録削除を指示する（ステップ S T D 2 ）。ローカル通信制御部 3 5 は、端末通信制御部 1 7 に対して、D M S 4 7 の登録削除を指示する（ステップ S T D 3 ）。端末通信制御部 1 7 が登録削除指示を受信すると、端末登録部 1 9 は、端末機器記憶部 2 1 からローカル装置 7 のデバイス識別情報を削除することにより、D M S 4 7 を登録削除する。端末通信制御部 1 7 は、ローカル通信制御部 3 5 に対して、D M S 4 7 を登

50

録削除したことを通知する（ステップS T D 4）。ローカル通信制御部 3 5 が通知を受信すると、ローカル登録部 3 7 は、ローカル機器記憶部 3 9 から情報処理端末 5 のデバイス識別情報を削除することにより、D M P 2 9 を登録削除する。R A G - D 4 5 は、ローカルL R 処理部 4 1 に対して、D M P 2 9 及びD M S 4 7 が登録削除されたことを通知する（ステップS T D 5）。ローカルL R 処理部 4 1 は、端末L R 処理部 2 3 に対して、登録削除が終了したことを通知する（ステップS T D 6）。

【 0 0 5 9 】

図 6 は、ローカル装置 7 の使用者が削除する場合の処理の一例である。例えば、情報処理端末 5 の使用者が、悪意で、L A N 3 に接続して、ローカル装置 7 にローカルレジストレーションをする可能性がある。そのため、ローカル装置 7 の使用者は、外部サーバ 5 3 から登録削除できる。外部サーバ 5 3 は、ローカルL R 処理部 4 1 に対して、所定の情報処理端末の削除要求をする（ステップS T S D 1）。ローカルL R 処理部 4 1 は、削除要求を受けると、R A G - D 4 5 に対して、当該情報処理端末のD M P の登録削除を指示する（ステップS T S D 2）。ローカル登録部 3 7 は、ローカル機器記憶部 3 9 から当該情報処理端末のデバイス識別情報を削除することにより、D M P を登録削除する。ローカル登録部 3 7 は、ローカルL R 処理部 4 1 に対して、D M P が登録削除されたことを通知する（ステップS T S D 3）。ローカルL R 処理部 4 1 は、外部サーバ 5 3 に対して、登録削除が終了したことを通知する（ステップS T S D 4）。

10

【 0 0 6 0 】

このように、本実施例では、情報処理端末 5 の端末機器記憶部 2 1 にローカル装置 7 が登録されていても、ローカル装置 7 のローカル機器記憶部 3 9 からは情報処理端末 5 は削除されている可能性がある。

20

【 0 0 6 1 】

続いて、情報処理端末 5 において、サービス証明書の有無が判断される（図 3 のステップS T 5）。サービス証明書が無ければ、情報処理端末 5 の端末認証処理部 1 3 は、認証サーバ 9 の認証部 4 9 に対して、サービス証明書の発行を要求する（ステップS T 6）。これにより、認証サーバ 9 では、例えば、情報処理端末 5 でのコンテンツ利用の状況を把握することができ、その頻度等により、違法な利用等の可能性を検出することが可能になり、認証サーバ 9 による認証の信頼性が、さらに高まることとなる。認証サーバ 9 の認証部 4 9 は、問題が認められない場合には、新たなサービス証明書を発行する。情報処理端末 5 にサービス証明書がある状態であれば、サービス証明書が有効であるかが判断される（ステップS T 7）。サービス証明書が、例えば期限が切れた状態などのために無効であれば、ステップS T 3 に戻り、削除後に、改めてローカルレジストレーションがなされることが必要な状態とする。

30

【 0 0 6 2 】

有効なサービス証明書が存在する場合、情報処理端末 5 がローカル装置 7 に対して、接続要求をしたか否かが判断される（図 3 のステップS T 8）。接続要求は、情報処理端末 5 の使用者の指示によって行われる。情報処理端末 5 の使用者は、例えば、情報処理端末 5 のアプリケーションソフトにおいて、接続可能な装置として提示されたデバイスリストの中からローカル装置 7 を接続先として指示したり、以前にローカル装置 7 から配信されたコンテンツの再視聴を指示したりすることにより、ローカル装置 7 への接続を指示する。接続要求がなければ、ステップS T 3 に戻る。

40

【 0 0 6 3 】

情報処理端末 5 が接続要求をした場合、情報処理端末 5 が、図 1 のようにL A N 3 内に存在するのであれば、端末通信制御部 1 7 及びローカル通信制御部 3 5 は、互いに、アドレスを検出することができる。

【 0 0 6 4 】

情報処理端末 5 が、L A N 3 に存在せず、図 2 にあるように、L A N 3 とは異なるネットワークに接続する状態で接続要求をした場合、端末通信制御部 1 7 及びローカル通信制御部 3 5 は、互いに、アドレスを検出することができない。そのため、端末通信制御部 1

50

7は、NAT越え支援サーバ11の支援により、ローカル通信制御部35との間でセキュアトンネルを構築して、接続を成立する。なお、以下では、NAT越えについて、ICEを利用したNAT越えの場合を例に説明するが、その他の手法であってもよい。この処理の例について、図3及び図7を参照して、具体的に説明する。

【0065】

まず、グローバルIPアドレスの検出について説明する。グローバルIPアドレスの検出は、NAT越え支援サーバ11のSTUN50のリクエスト/レスポンスを利用して、NAT12の外側に割り当てられているIPアドレスとポートを検出する。STUN50は、クライアント/サーバ型のプロトコルで、端末通信制御部17及びローカル通信制御部35からSTUN50へリクエストを送信し、そのレスポンスにNATの外側のIPアドレスとマップされたポート番号が格納される。また、STUN50は、NAT12のNATタイプの検出を行う。例えば、NAT12のNATタイプが多段であった場合には、一番制約の厳しいNATのタイプとなる。最終的に得られるものは、ローカルIPアドレスとポート番号、グローバルIPアドレスとポート番号、NATタイプとなる。ここで得られた情報をSIP51に送信して、NAT越えサーバ11においてデータベースに格納する。

10

【0066】

まず、ローカル通信制御部35は、STUN50との間で通信を行い、エンドポイントを取得する(ステップSTDE1)。続いて、ローカル通信制御部35は、SIP51に、エンドポイントを登録する(ステップSTDE2)。

20

【0067】

情報処理端末5の利用者が接続要求をすると、端末配信処理部25は、端末通信制御部17に対して、デバイスリストの取得要求を行う(ステップSTDE3)。端末通信制御部17は、端末配信処理部25に対して、デバイスリストを送信する(ステップSTDE4)。端末配信処理部25は、端末通信制御部17に対して、ローカル装置7に対する接続要求を行う(ステップSTDE5)。

【0068】

端末通信制御部17は、ローカル通信制御部35のアドレスを取得できない。そのため、端末通信制御部17は、STUN50との間で通信を行い、エンドポイントを取得する(ステップSTDE6)。続いて、端末通信制御部17は、SIP51に、エンドポイントを登録する(ステップSTDE7)。

30

【0069】

端末通信制御部17は、SIP51に対して、ローカル通信制御部35に対する接続するための提案メッセージを送信する(ステップSTDE8)。このとき、ローカル装置7に与えられたデバイス識別情報は、接続先を特定するための情報として使用される。SIP51は、ローカル通信制御部35に対して、この提案メッセージを送信する(ステップSTDE9)。ローカル通信制御部35は、SIP51に対して、端末通信制御部17に対しての応答メッセージを送信する(ステップSTDE10)。SIP51は、端末通信制御部17に対して、この応答メッセージを送信する(ステップSTDE11)。

【0070】

そして、端末通信制御部17は、NAT越えを利用して、ローカル通信制御部35との間でセキュアトンネルを構築する(図3のステップST9、図7のステップSTDE12)。

40

【0071】

NAT越えの技術には、いくつかの技法が提案されている。例えば、UDPホールパンチングや、TCPホールパンチングなどが提案されている。NATタイプは、RFC3489では、Full Cone、Restricted Cone、Port Restricted Cone、Symmetricが規定されている。Open Internetであれば、なにもせずに接続可能である。Full Coneであれば、STUNによるアドレス解決を利用して接続することができる。Restricted ConeやPort Restricted Cone、Symmetricであれば、STUN/TURN並びにConnection Reversal及び/又はホ

50

ールパンチング、TURNによるリレーを利用して接続が可能である。このように、NATタイプによって、NAT越えの可否が異なる。

【0072】

ローカル通信制御部35は、情報処理端末5が、ローカル機器記憶部39に記憶されている場合、端末通信制御部17との間で接続の成立を許可する。ローカル通信制御部35は、情報処理端末5が、ローカル機器記憶部39に記憶されていない場合、端末通信制御部17との間で接続の成立を拒否する。

【0073】

情報処理端末5は、ローカル機器記憶部39に記憶されていることから、ローカルレジストレーションの前提として認証サーバ9による認証処理により一定の信頼性が確保されている。さらに、ローカルレジストレーションによりローカル装置7の使用者により許可がされ、その後、削除されていないことから、ローカル装置7の使用者によっても信頼されていることが確保されている。そのため、これらの信頼性を前提とした、NAT越えによるセキュアトンネルの構築が実現されている。

【0074】

端末通信制御部17は、端末配信処理部25に対して、セキュアトンネルが構築されたことを通知する(ステップSTDE13)。

【0075】

続いて、コンテンツの配信処理が行われる(図3のステップST10)。すなわち、端末配信処理部25は、端末通信制御部17に対して、サービス証明書を提示して、コンテンツの配信要求をする(図7のステップSTDE14)。端末通信制御部17は、セキュアトンネルでリレーする(図7のステップSTDE15)。ローカル通信制御部35は、ローカル配信処理部43に対して、配信要求を伝える(図7のステップSTDE16)。ローカル配信処理部43は、ローカル通信制御部35に対して、コンテンツ記憶部(図示を省略)に記憶されたコンテンツの配信処理を行う(図7のステップSTDE17)。ローカル通信制御部35は、セキュアトンネルでリレーする(図7のステップSTDE18)。端末通信制御部17は、端末配信処理部25に対して、配信処理を伝える(図7のステップSTDE19)。

【0076】

そして、情報処理端末5又はローカル装置7の使用者から切断が指示されたか否かを判断する(図3のステップST11)。切断しない場合には、ステップST10の処理に戻る。切断が指示された場合、情報処理端末5とローカル装置7の通信経路を切断する(図3のステップST12)。

【0077】

なお、ローカル装置7の安全性を確保する観点からは、少なくとも情報処理端末5が認証サーバ9により認証されていれば足りる。この場合、LAN3の外からローカル装置7へNAT越えをするための情報は、認証処理とは別に、NAT越え支援サーバ11に与えられる。

【符号の説明】

【0078】

1 コンテンツ配信システム、3 LAN、5 情報処理端末、7 ローカル装置、9 認証サーバ、11 NAT越え支援サーバ、12 NAT、13 端末認証処理部、15 端末認証記憶部、17 端末通信制御部、19 端末登録部、21 端末機器記憶部、23 端末LR処理部、25 端末配信処理部、27 RAG-CP、29 DMP、31 ローカル認証処理部、33 ローカル認証記憶部、35 ローカル通信制御部、37 ローカル登録部、39 ローカル機器記憶部、41 ローカルLR処理部、43 ローカル配信処理部、45 RAG-D、47 DMS、49 認証部、50 STUN、51 SIP、52 TURN、53 外部サーバ

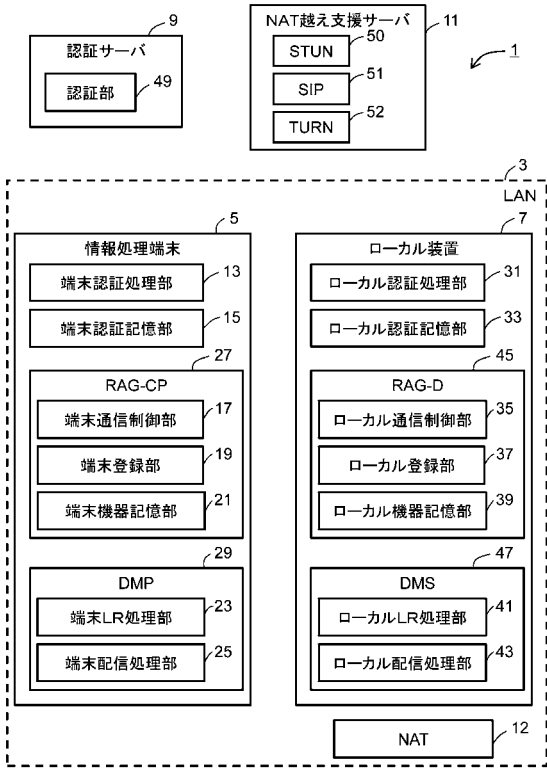
10

20

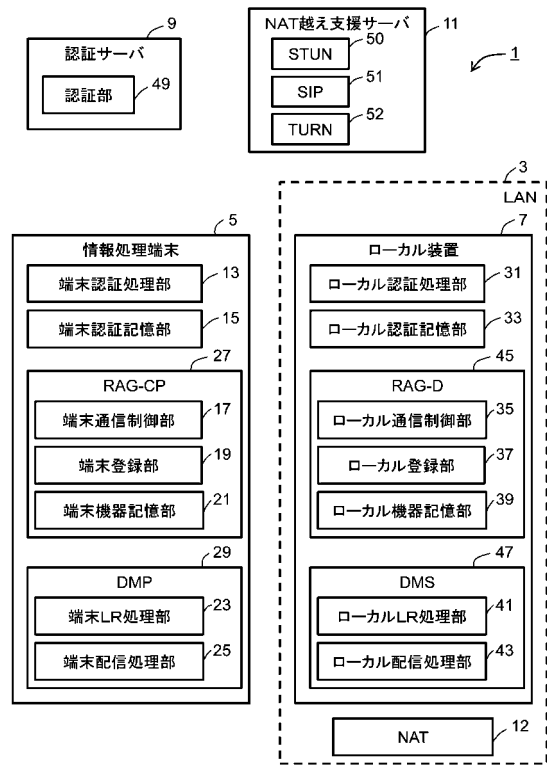
30

40

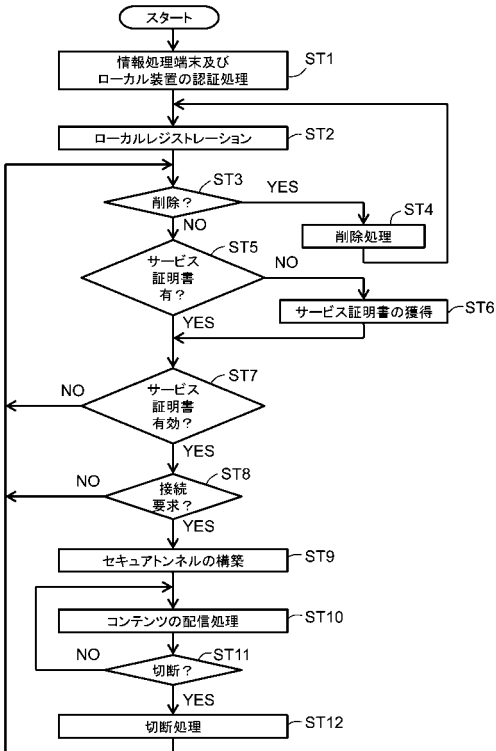
【図1】



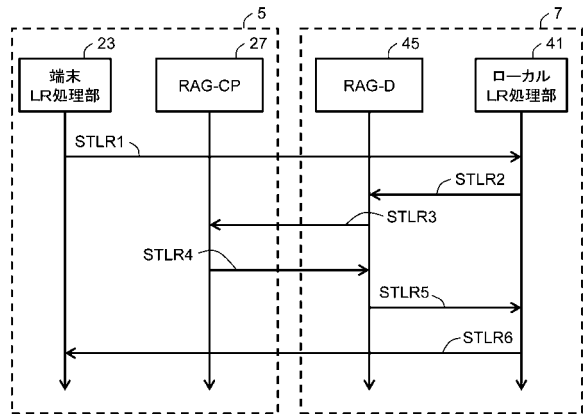
【図2】



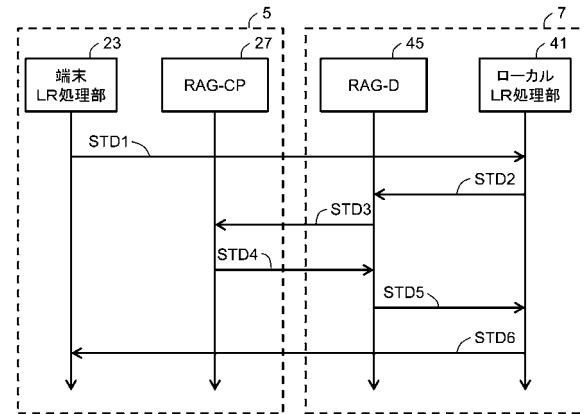
【図3】



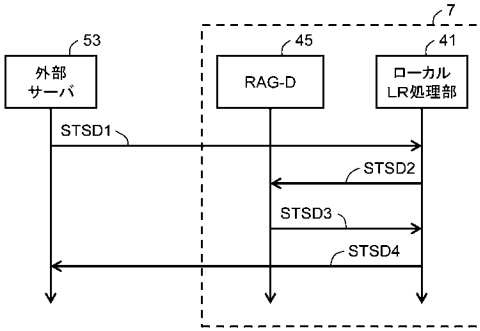
【図4】



【図5】



【 図 6 】



【 図 7 】

